

今期（平成24～25年度）の 地域担当職員です

地区	地域担当職員氏名・所属課		地域担当課長等
	班長	班員	
東幸町	生出成子 保育園	荒沢直樹 建設課 清水麻美 福祉保健課 嘉村直哉 福祉保健課	総務課長
西幸町	阿部直美 町民課	横関哲一 福祉保健課 地初美 福祉保健課	
東町	山田洋通 教育委員会	高田貴秀 建設課 川田明男 総務課 越中崇裕 農林商工課 五十嵐亜紀 福祉保健課	企画財政課長
元町	大野良弘 教育委員会	中島千花子 議会事務局	
旭町	松本みさ子 幼稚園	高村真悟 建設課	会計管理者
大町	山本正徳 町民課	松嶋純一 福祉保健課	
仲町	佐藤ゆかり 保育園	小倉忠 総務課	町民課長
栄町	谷方幸子 福祉保健課	北崎裕敬 農林商工課 大島真希子 保育園	
若富町	吉村章子 町民課	高内淳次 福祉保健課 桜井朋子 福祉保健課	福祉保健課長
若葉町	夏井宏樹 総務課	本庄朋美 出納室	
末広町	矢口真美 幼稚園	田村康晴 教育委員会 鈴木淳 町民課 榎本未来 福祉保健課	福祉保健課業務監
日出町	原口周司 福祉保健課	可知英俊 総務課 林みお 企画財政課 陰山紗希 町民課	農林商工課長
穂波	今田和則 建設課	杉本麻美子 福祉保健課	
柏丘	河端健 建設課	六戸修 上下水道課	農林商工課業務監
日出	横山洋 上下水道課	西村健太郎 福祉保健課 河野博樹 農林商工課 嶋雄介 農林商工課	建設課長
大谷	関口好子 福祉保健課	山田英知 町民課	
実郷	佐藤貴裕 教育委員会	高橋秀己 幼稚園	図書館長
緑丘	篠田康行 企画財政課	山内睦子 幼稚園	幼稚園事務長
協成	高橋治 教育委員会	濱野厚子 保育園	
開盛	今田朝幸 企画財政課	小野亜紀子 福祉保健課	管理課長
常盤	坂井毅史 町民課	横山剛人 企画財政課	
豊坂	大里和美 福祉保健課	小林央 農林商工課	社会教育課長
清住	石岡宏造 農林商工課	横江文子 教育委員会	
西富	大里孝生 農林商工課	木村亜紀子 教育委員会	社会教育課業務監
北栄	森田繁光 上下水道課	硯見直美 幼稚園	議会事務局長
駒里	硯見康之 総務課	鈴木宏美 企画財政課	
弥生	ト部恵司 町民課	桜井隼人 建設課	上下水道課長
福野	伊原こずえ 総務課	今野貴裕 農業委員会	
高園	中村隆広 総務課	熊坂希美 福祉保健課	農委事務局長
農試	阿部直美 町民課		

地域担当職員制度の事務局は 町民課町民相談係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）

平成20年7月1日にスタートしました地域担当職員制度の、本年度から2年間の担当職員が決まりました。
この制度は、町民の皆さんと行政の協働のまちづくりを推進するため、町内の各町内会・実践会に職員を配置し、地域活動の活性化を図ることが目的です。
担当職員は、左の表のとおりとなっています。
各自治会の要請により、担当職員が総会や役員会、地域の行事などに、おうかがいします。

相互の信頼関係を築き
皆さんの声を町政に反映させ
協働のまちづくりをめざしましょう

連協会長に
河端さん
(東幸町)

各町内会長、 町内会連協の役員が決定

各町内会長・町内会連絡協議会の
新役員（任期＝平成24年4月1日～
26年3月31日）が決まりました。
各町内会長および町内会連協の
役員はいずれも再任されました。

連協新役員

- ◇ 会長 河端 實さん（東幸町）
- ◇ 副会長（会長職務代理者） 南出守人さん（末広町）
- ◇ 副会長 西山孝正さん（日出町）



八巻耕二さん (西幸町) 西山孝正さん (日出町) 南出守人さん (末広町) 河端 實さん (東幸町)



小澤和也さん (大町) 鈴木陽一さん (旭町) 盛田英機さん (元町) 岩崎義章さん (東町)



松田賢二さん (若葉町) 三樹三郎さん (若富町) 畠山 繁さん (栄町) 安藤義昭さん (仲町)

(写真の並びは、上段右から連協役員、行政区順になっています)

住民基本台帳の閲覧状況

町では、住民基本台帳法などの法令に基づき、平成19年度から住民基本台帳の閲覧に関する

状況を公表しています。

これは、個人情報に対する意識の高まりに対応するため、今回は平成23年4月から平成24年3月までの閲覧状況を公表します。

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況（平成23年4月～平成24年3月）

閲覧日	閲覧申出者	委託者	利用目的	住民の範囲
平成23年9月13日	㈱ドーコン	国土交通省 北海道開発局 網走開発建設部	常呂川 水質浄化 事業調査	20歳以上の男女
平成23年11月15日	㈱サーベイ リサーチ センター	厚生労働省健康局	肝炎ウイルス検査 受検状況実態調査	西幸町およびその 隣接地域の20歳以上 79歳以下の男女

※住民基本台帳は、次の場合のみ閲覧することができます。

- ア 国または地方公共団体の機関が法令の定める事務を遂行するため
- イ 統計調査、世論調査、学術研究のうち総務大臣が定める基準に照らして公益性が高いと認められるもの
- ウ 訴訟の提訴その他特別な事情による居住関係の確認で営業目的でないもの

○ 問合せ 町民課戸籍年金係（☎47-2203 役場1階 窓口1番）